

○熊本県環境美化審議会運営要項

(昭和 57 年 1 月 28 日告示第 125 号)

改正 昭和 58 年 9 月 27 日告示第 877 号 昭和 59 年 1 月 7 日告示第 9 号

昭和 63 年 5 月 26 日告示第 394 号 平成 4 年 5 月 29 日告示第 397 号

熊本県環境美化審議会運営要項を次のように定める。

熊本県環境美化審議会運営要項

(趣旨)

第 1 条 熊本県環境美化条例(昭和 56 年条例第 36 号)第 7 条第 9 項の規定に基づき、熊本県環境美化審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 審議会は、会長が招集する。

第 3 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第 4 条 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第 5 条 審議会は、特別の事項又は専門の事項の調査審議に資するため、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、会長の意見を聞いて知事が任命する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、土木部景観整備課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 9 月 27 日告示第 877 号)

この要項は、昭和 58 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 1 月 7 日告示第 9 号)

この要項は、昭和 59 年 1 月 7 日から施行し、昭和 58 年 12 月 22 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 5 月 26 日告示第 394 号)

この要項は、昭和 63 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成4年5月29日告示第397号)
この要項は、平成4年5月29日から施行する。